

## eスポーツ部創部支援に向けたゲーミングパソコン等貸出ガイドライン

小田原市経済部観光課

### 1. 目的

小田原市は、eスポーツが持つ年齢、性別、障がいの有無に関係なく多くの人が参加できるといった魅力を存分に活用し、観光誘客や回遊性の向上、市民と観光客の交流機会の増加を図り、地域経済の活性化や共生社会の実現を目指している。

本事業は、このようなeスポーツを活用した施策を促進していくため、市内におけるeスポーツを普及することを目的として実施する。

### 2. eスポーツ部設立支援概要

市内の高等学校、高等専門学校、定時制高等学校及び通信制高等学校（以下総称して「高等学校等」という）に対し、以下の通りeスポーツ部設立支援を行う。

#### (1) パソコン及び周辺機器レンタル

貸出条件を満たした、市内の高等学校等の部活、同好会または同好会に準じるチーム活動に、ハイスペックデスクトップまたはノートパソコンおよび周辺機器を最大5台まで、無償で3年間貸出する。

- ・デスクトップパソコン（計5台）貸与の場合

デスクトップパソコン／液晶ディスプレイ／キーボード／マウス／マウスパッド  
／ヘッドセット

- ・ノートパソコン（計10台）貸与の場合

ノートパソコン／キーボード／マウス／マウスパッド／ヘッドセット

#### スペック

|            |                   |   |
|------------|-------------------|---|
| デスクトップパソコン | Magnate MH        | Windows11 HOME 64bit<br>Core i5-13400F /<br>GeForce GTX 1650 /<br>16GBメモリ / 500GB SSD |
| ノートパソコン    | GALLERIA XL7C-R45 | Windows11 HOME 64bit<br>Core i7-13700/<br>GeForce RTX4050/                            |

|  |  |                |
|--|--|----------------|
|  |  | 16.GBメモリ/500GB |
|--|--|----------------|

## (2) 貸出条件

- ア 高等学校等に認められた部、同好会、チームであること
- イ 貸出したパソコン（以下PC）は校内に設置し、部活動に支障のないインターネット回線が準備可能なこと
- ウ 定期的なアンケートや、関係者の視察等の受け入れができること
- エ 部活または個人の持つアカウントで競技可能な生徒がいること
- オ 市が主催する大会等の参加に協力すること
- カ 市が主催するイベント等の運営に協力すること

## (3) 物品の取扱い・事故等について

- ア 高等学校等は、PCを教員の管理下のもと、細心の注意をもって使用、保管し、これに要する諸費用は高等学校等または部活の負担とする。
- イ PCには市の備品番号の記載されたステッカーを貼付するものとし、本市の許可なく除去および汚損しないよう管理すること。
- ウ 火災、地震、落雷、および風水害、その他天変地異などについて高等学校等、部活において十分な対策を講じること。
- エ PCの故障（故意に破壊した場合含む）した場合、市は貸出高校に対して修理費用等を求めないこと。また、代替PCの貸出については関係者を含め協議するものとする。なお、天災による故障の場合については市の保険にて対応する。

## (4) 禁止事項

- ア PCを第三者に貸し出さない
- イ 湿度の高い場所やほこりの多い場所に設置しない
- ウ 内部に液体や異物を入れない
- エ 雷が鳴り出したら使用しない
- オ 交流100V以外では使用しない
- カ 濡れた手で電源プラグやケーブルに触らない
- キ 通気口をふさがない
- ク 製品に適合しない機器の接続や取り付けをしない
- ケ PCの近くに水など液体の入った容器や金属物を置かない

## (5) 返却について

貸出期間については貸出時の同意書に明記するものとします。貸出期間中に諸般

の理由によりPCを返却する場合は速やかに市に報告してください。

#### **附則**

このガイドラインは令和5年11月20日から施行する。